

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第143回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和6年5月20日（月）14時00分～14時22分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

山下 東子（部会長）、大谷 和子（部会長代理）、相田 仁、
西村 暢史、西村 真由美、藤井 威生、三友 仁志、森 亮二、
矢入 郁子

（以上9名）

（2）総務省

今川総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、
飯村事業政策課長、
井上料金サービス課長、柴田料金サービス課課長補佐、
五十嵐電気通信技術システム課長、
吉田電気通信技術システム課分析官、
津村電気通信技術システム課課長補佐

（3）審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

（1）答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定
電気通信役務の基準料金指数の設定について【諮問第3179号】

(2) 諮問事項

端末設備等規則等の一部改正について【諮問第3181号】

開 会

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 委員の皆様、お疲れさまでございます。事務局の坂平です。本日もお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は委員9名、全員御出席いただいております。

それでは、定刻になりましたので、電気通信事業部会第143回を開催いたします。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 最初に、本日審議を開始する前に、三友部会長から、今年度について在外研究機関で基本的に海外在住となるとのことで、部会長であることで審議に支障あるいは御迷惑をお掛けすることが多くなるのではないかとこの理由から、部会長を辞任したい旨の申出がございました。

このため、新しく部会長を選任する必要がありますところ、情報通信行政郵政行政審議会令第6条第3項の規定により、部会長は委員の互選により選任する旨を定めております。このたび、三友部会長から新しい部会長として山下部会長代理を御推薦いただいておりますが、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 ありがとうございます。山下部会長代理もよろしゅうございますでしょうか。

○山下部会長代理 選任をしていただき、ありがとうございます。謹んでお引受けいたします。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 どうもありがとうございます。

それでは、山下部会長代理を電気通信事業部会部会長に選任することとし、この後の議事の進行は山下会長にお願いしたいと存じます。それでは、進行をお願いいたします。

○山下部会長 承知いたしました。このたび、部会長を拝命いたしました山下でございます。三友委員をはじめ、委員の皆様の御協力、また、事務局のお助けをいただきながら、責務を果たしていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、私が部会長として、審議会を主催できない場合の代行をお願いする部会長代理を決めておきたいと思っております。部会長代理は、情報通信行政郵政行政審議会令第6条第5項の規定により、部会長が指名することとなっております。

私から指名させていただきます。部会長代理には、株式会社日本総合研究所執行役員法務部長の大谷委員にお願いしたいと思います。お受けいただけますでしょうか。

○大谷委員　大谷でございます。謹んでお引受けしたいと存じます。

○山下部会長　ありがとうございます。それでは、大谷部会長代理、一言御挨拶をお願いいたします。

○大谷部会長代理　大谷でございます。今回、部会長代理として御指名をいただきましたので、これから山下部会長を補佐し、また、委員や皆様の御協力をいただきまして、的確に審議が進みますように尽力してまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山下部会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまから情報通信行政郵政行政審議会電気通信事業部会第143回を開催いたします。

本日はウェブ会議を開催しており、委員9名中全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ会議となりますので、皆様御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、答申事項1件、諮問事項1件でございます。

議　題

(1) 答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について【諮問第3179号】

○山下部会長　初めに、諮問第3179号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について審議いたします。

本件は、3月21日木曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、3月22日金曜日から4月22日月曜日までの間、意見招請を行

いました。その結果を踏まえ、基本料等委員会において調査、検討を行っていただきました。委員会での検討結果については、基本料等委員会の高橋主査より、総務省が代わりに御報告する旨、言付かっております。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○柴田料金サービス課課長補佐　総務省料金サービスの柴田でございます。資料 143-1 を御覧ください。資料の 4 ページ、5 ページに、本件概要についての記載がございます。

本件は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定を行うものでございます。本件につきましては、3月21日の諮問の後、3月22日から4月22日までの間、意見募集が実施されまして、1 者からの意見提出がございました。

それでは、2 ページを御覧ください。意見提出を受けて、5月8日から10日にかけて、メール審議において、基本料等委員会を開催いたしまして、基準料金指数の設定及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、委員会としての意見を取りまとめていただいたものでございます。提出された意見及び考え方については、意見1、基準料金指数の算定に用いる消費者物価指数変動率はなぜ総合指数なのか、他方、生産性向上見込率の算定に用いる消費者物価指数変動率の算定に用いた日本銀行及び日本経済研究センター公表の消費者物価指数変動率の予測値はコア指数ではないかとの意見でございます。

右側、考え方1、基準料金指数の算定に用いる消費者物価指数変動率には、電気通信事業法施行規則第19条の5第3項において消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち、全国総合指数を言う。）の変動率と規定されているとおり、電気通信サービスを含む最終消費財・サービスの価格水準を総合的に表した数値である総合指数を用いているものでございます。

また、御指摘の参考資料9ページでは、「上限価格方式の運用に関する研究会」における生産性向上見込率の算定に際し、令和6年度及び令和7年度の消費者物価指数変動率を予測するため、日本銀行及び日本経済研究センターの予測値も用いておりますが、これらの期間においては総合指数に相当する予測値が一般に公表されていないことから、それぞれ「消費者物価（除く生鮮食品）」及び「消費者物価指数（生鮮食品除く）」の予測値を用いているものと承知しているとしているものでございます。

1 ページにお戻りいただきまして、基本料等委員会の報告書でございます。1、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数は、諮問のとおり、設定することが適当と認められる。2、なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添、先ほどのページのとおりであるということでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございました。ただいまの説明について御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申出ください。いかがでしょうか。

もし御意見ございませんようでしたら、諮問第3179号につきましては、お手元の答申案のとおり、答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり、答申することといたします。

（2）諮問事項

端末設備等規則等の一部改正について【諮問第3181号】

○山下部会長 続きまして、諮問事項に入ります。諮問第3181号、端末設備等規則等の一部改正について、総務省から説明をお願いいたします。

○津村電気通信システム課課長補佐 電気通信技術システム課の津村と申します。本日諮問させていただきます端末設備等規則等の一部改正についての内容について、資料143-2を使用して御説明させていただきます。

本件改正の背景になりますけれども、昨年7月の情報通信審議会IPネットワーク設備委員会においていただいた一部答申を踏まえまして、端末設備に係る技術的条件を制度化させていただくもので、大きく分けて、緊急通報の相互接続性確保のための電気通信設備に係る技術的条件と国際規格等と整合した端末設備に係る技術的条件の2つの内容がございます。

1つ目になりますけれども、緊急通報の相互接続性の確保のための電気通信設備に係る技術的条件になります。昨今、eSIMを活用した複数の通信事業者と契約を結んだり、データ通信SIM、音声契約SIMといった異なるサービスの契約を結ぶことがで

きる、デュアルSIMのスマートフォンが販売されております。これら端末において、SIMの組合せ次第で緊急通報が繋がらないケースが発生しておりました。

右肩、6ページの資料を御覧ください。昨年7月の一部答申において、ある一方のSIMで緊急通報の発呼が失敗した場合、もう一方のSIMに自動で切り替えて緊急通報を発呼する機能を具備すべきとの答申をいただいております、今般、こちらを制度として義務づけることといたしました。

具体的には、端末の接続の際の技術基準を定めております端末設備等規則においてエラーコードの応答の受信等により自動的にSIMを切り替える試験方法の規定の追加を予定しております。施行時期につきましては、早急に対応できるエラー応答と対応に時間がかかるエラー応答があるとのことで、施行時期を2回に分け、1回目の施行時期が令和7年7月、2回目の施行時期が令和8年1月としております。

続きまして、2つ目になります。国際規格等との整合性確保に向けた規定の見直しになります。端末設備等規則で規定する電源と事業用電気通信設備の間の絶縁抵抗、絶縁耐力について、国際規格等との整合が図られていない状況がございました。電気分野の国際標準に係る会議体、IECにより、従来の規格の後継規格が策定されたことから、これを修正することとしております。

続きまして、右肩8ページを御覧ください。加えて、昨今アクセス回線を含めたネットワークのIP化、第3世代携帯電話が終了する等の背景を踏まえまして、併せて端末機器に付される適合表示の区分を見直すこととしております。具体的には、アナログ電話端末やISDN端末は、新たな製品が製造され、適合認定を受けるケースがほとんど見られなくなっていることから、これらを集約し、固定電話端末と改め、端末区分を従来の6区分から4区分に変更し、これに新たなカテゴリー記号を付すものとしております。

具体的には、端末設備の機器の種類等を定める端末機器の技術基準適合認定等に関する規則等の省令改正を予定しております。

今般諮問させていただく内容については、以上となります。御審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、チャット機能にてお申出ください。

○矢入委員 上智大学の矢入ですが、よろしいでしょうか。

○山下部会長 矢入委員、お願いします。

○矢入委員 端末機器の種別、区分の見直しの８ページのところで、ささやかな点で御質問させていただきたいのですけれども、Ａのアナログ電話端末、移動電話端末（３Ｇ以前）については、もうほとんど存在しないと思いますけれども、それでも記号のＡは残されとの認識でよろしいでしょうか。それとも、記号のＡを全部潰して、Ｅに集約するとのことなのでしょうか。

○山下部会長 「移動電話端末の３Ｇ以前」のところから何秒か切れましたので、改めてご発言いただけないでしょうか。

○矢入委員 恐れ入ります。では、もう一度言わせていただきます。記号のＡの区分ですけれども、アナログ電話端末をＥに集約することはよく理解できましたが、ここのＡの部分で同じように書かれております移動電話端末の３Ｇ以前も、もうほとんどないというか３Ｇが日本で使えないと思うので、そういう意味では、もう無くなっているのかなと思いますが、この端末区分のＡはそのまま残すことになるのでしょうか。それとも、Ａは移動電話端末の３Ｇ以前はないので、アナログ電話端末だけ残っていて、このＡを新たに集約することなのでしょうか。気になったので質問させていただきました。よろしくをお願いします。

○山下部会長 では、総務省からお答えをお願いします。

○吉田電気通信技術システム課分析官 総務省システム課の吉田と申します。資料の右肩９ページを御覧いただけますでしょうか。

資料真ん中に、現行のＡとかＢ、Ｃ、Ｄと書いたものがございます端末区分を、右側の新しい区分に整理いたします。移動端末３Ｇについては、今後サービスが終わりますので新しい端末も見込めないですが、今後、仮に端末メーカーが技適の申請をする場合は、Ｑの記号が付される形になります。Ａの記号は、すでに認定を取ったものについてはそのまま残りますけれども、今後、技適を取るものについては、新しいＱの記号になります。

○矢入委員 恐れ入ります。そのときに新しく技術基準適合を取るケースが想像できなかったのですけれども、可能性としては、あるとのことでしょうか。

○吉田電気通信技術システム課分析官 制度としては、技術基準そのものはサービスがあるときのネットワークへの接続基準になりますので、３Ｇサービス提供が継続されている間は、その技術基準は残ります。技適の適合マークについては、仮に、端末ベンダ

一から登録認定機関にもし申請があれば、この記号を振ることになります。現在、出てくるのは想定しておりませんが、仮にあった場合には符号を振る形で考えております。

○矢入委員 承知いたしました。何となく理解できました。ありがとうございます。

○山下部会長 よろしいでしょうか、矢入委員。

○矢入委員 恐れ入ります。ありがとうございました。

○山下部会長 それでは、次に藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員 藤井でございます。5ページの緊急通報のところについて質問と、あとコメントをさせていただければと思うのですが、昨年、この改正の方向が出ているところだったと思うのですが、今の段階でどのくらいまだ対応できていない端末が市場で発売されているのかと、あと、技術基準適合としての制定にあと半年か、1年以上かかる状況なのではないかと思うので、適合に時間のかかる端末があったり、そのときにどうやって緊急通報したらいいのかをしっかりと広報するべきではないかと思っておりますので、その辺りの対応は何か考えられているのか、これについて教えていただけますでしょうか。

○山下部会長 では、総務省からお願いいたします。

○吉田電気通信技術システム課分析官 吉田でございます。今の御質問についてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、1点目でございます。資料にありますような緊急呼の不具合につきまして、現時点で把握しているものは全て対応されているとの認識です。

2点目でございます。機能の追加は実現する時期が少し先ではありますけれども、キャリアや端末ベンダーと連携して広報を含めて進めていきたいと考えております。

○藤井委員 承知しました。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、西村真由美委員、お願いいたします。

○西村（真）委員 全相協の西村です。私も8ページの分類のところ、少しこれはどうなのかなと思ったのがワイヤレス固定電話。これはどれに当たるのか。分類の中でも特段出てきてはなかったのですが、いかがでしょうか。

○山下部会長 では、総務省からお答えをお願いします。

○吉田電気通信技術システム課分析官 吉田でございます。お答えさせていただきたいと思えます。こちら資料の右肩9ページを御覧いただければと思えます。

現在、いわゆるアナログ電話、ISDN端末、IP電話といった固定回線につながる

ものにつきましては、ばらばらな記号を振っておりますけれども、今後は固定電話端末に統一して付与する形になる予定でございます。

○山下部会長　西村委員、いかがでしょうか。

○西村（真）委員　ワイヤレス固定電話は、実際、モバイルだけという話で、中身が大分違うのかなと思ったのですが、固定電話で承知いたしました。以上です。

○山下部会長　ワイヤレス固定電話は固定電話の部類の中で、Gに分類されることになるということです。よろしいですか。

ほかにはどなたか発言ございませんでしょうか。御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、総務省から諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は5月21日火曜日から6月19日水曜日までといたしますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長　では、御賛同いただきましたので、その旨決定することといたします。

○山下部会長　以上で本日の審議は終了しました。委員の皆様から何かございますでしょうか。チャットには特に今は書き込みないですけれども、このまま御発声いただいても結構ですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局は何かございますでしょうか。

○坂平情報流行政局総務課課長補佐　事務局です。

次回の電気通信事業部会につきましては、別途御連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

それでは、本日、不慣れで御迷惑をおかけしたかもしれませんが、以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉　　会